

第16回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年6月13日（月）午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

(1) 委員

金沢和憲委員，嶋本好美委員，坪井宣幸委員，津村文彦委員，東藤みゆき委員，中田雅之委員，長門栄吉委員長，野村直之委員，水野忠和委員（五十音順，以上9人出席，川上修司委員は欠席）

(2) 事務担当者等

杉山事務局長，西井事務局次長，岡林総務課長，野川総務課課長補佐，諏訪総務課庶務係長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 福井地裁事件動向について

(3) 法教育に関するこれまでの取り組みと今後の予定等の紹介

(4) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 追って指定

(2) 意見交換のテーマ 未定

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，□：事務担当者)

法教育に関するこれまでの取り組みと今後の予定についての感想等について

- ： 弁護士会が中心となって行われている「高校生模擬裁判選手権」とはどのようなものか。
- ： 参加した高校の生徒がそれぞれ検察官役，弁護人役に分かれて証人尋問，被告人質問及び論告等の模擬裁判を行い，その結果を現職の検察官，裁判官及び弁護士が審査し，全国大会への出場校を決めている。参加する高校毎に指導弁護士が決まっており，公平性を担保しながらバックアップする態勢となっている。
- ： 裁判所の取り組みとして，高校生を対象にした模擬裁判について紹介されたが，裁判を身近に感じられる良いやり方だと思う。県内の全高校を対象に，順番に年に複数回，実施してはどうか。
- ： 高校生を対象にした模擬裁判は良い企画であるが，年1回では回数が少なすぎる。少なくとも年3回程度は実施してはどうか。
- ： 模擬裁判の対象としては，高校生を対象とするのが相当であろうが，中学生を対象とすることも考えられるのではないか。
- ： 小学生を対象に模擬裁判を実施することも，題材ややり方を工夫することで可能ではないか。
- ： 今回の高校生を対象にした模擬裁判の参加者は30人だったという説明があったが，人数としてはこれが限界か。
- ： 今回は高校の要望もあって1クラス30人のみの参加となったが，施設面の限界はあるものの，人数を増やすことは可能である。

なお，高校生を対象にした広報活動を企画するに当たっては，模擬少年審判か模擬裁判か，役を高校生が行うのか，職員が行うのか等，いろいろなメニューを用意して高校と協議しながら具体化した。
- ： 裁判官や裁判員役の割り当てがなかった生徒は，裁判官役等の生徒が評議し

ている間、どうしていたのか。

- ： 評議の指導を担当した裁判官とは別の裁判官が、制度の説明をしたり、評議で検討されるであろう事項について生徒と意見交換を行った。
- ： 模擬裁判で扱った事件の概要については、本日の説明のように、ビデオ及びパワーポイントを利用して図式化して説明してもらえると分かりやすい。こういう手法を実際の裁判員裁判の際にも利用すると、一般の人にも分かりやすく良いのではないか。

模擬裁判の様子を記録したDVDを使って、他の学校で法教育を実施してはどうか。

- ： 日常的にも、学生などが法廷傍聴をしている場合、時間に余裕があれば、審理終了後に、裁判官が、行われた手続について説明することもある。
- ： 短い時間でも、裁判官から説明を受けたことは記憶に残ると思う。法廷見学が減っていると聞いたが、裁判所の方でもさらに積極的に広報等を行ってはどうか。
- ： 学校の教科書や授業で、裁判所、検察庁及び弁護士がどのように取り上げられているのかを確認する必要があるのではないか。
- ： なぜ、今の時期に法教育を取り上げたのか。
- ◎： 経済の規制緩和が推奨され、従前の事前規制から事後規制へと変わったため、今後、生活していく上で法的なトラブルに巻き込まれることが増えるおそれがある。

価値観や生活の多様化、社会情勢の変化によって、何が正義で何が公平かわかりにくくなっている状況があるため、公平で透明な手続により何が正義かを決めるという法的な手続が一層重視されてきていると思う。

- ： 裁判所による法教育としては、裁判制度を正確に知っていただくことが主な目的となると思う。
- ： 県立大学では、一般教養として法学・日本国憲法・現代人権論などの講義はあるものの、正義について語り合うような内容ではない。別途、法的な考え方について大学生に教育することは良いことだと思う。

- ： もっとストレートに，簡単な題材で小学生を対象に法教育を実施してはどうか。
- ： 紛争を解決するのに，なぜ裁判所へ来る必要があるのか学んでもらうことができるかというと思う。
- ： 裁判所は，トラブルがあったときに公平な判断をしてもらえる駆け込み寺であるという教えも必要ではないか，敷居を高くせずに気軽に入れる雰囲気作りが必要ではないかと思う。
- ： 教職員の理解を得るためにも，教育庁等にも働き掛けてはどうか。
- ： 法教育の推進校に指定するというような方法で，法教育を進めるという方法もあるのではないかと思う。

以 上